第十一条第一項第六号チ中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条第二項中「令第三条」を「令第一条」に改め、同項第二号中「第十一条の三十一第一項第一号」を「第十一条の五十第一項第一号」に改め、同項第三号中「前条第二項第九号」を「前条第二項第七号」に改める。

第十一条の二を削る。

第十二条第一項中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。」及び「（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）」を削る。

第十六条第一項中「第六条第一項第一号ハ」を「第二条第一項第一号ハ」に改め、同条第二項中「第六条第二項第三号」を「第二条第二項第三号」に改める。

第二十二条から第二十四条まで　削除

第二十五条から第二十七条までを削る。

第二十八条中「都道府県が」を「都道府県等が」に改め、同条第四号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　指定市町村が設置する市役所、特別区の区役所又は町村役場の用に供する庁舎

第二十八条を第二十五条とする。

第二十九条中「第九条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第三十条中「第九条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第五号中「第二十三条第六号」を「第三十一条第六号」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十一条中「第九条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十二条第六号中「都道府県」を「都道府県等」に、「第二十八条第一号」を「第二十五条第一号」に改め、同条を第二十九条とし、同条の次に次の三条を加える。

第三十条　法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し

二　土地の位置を示す地図及び土地の登記事項証明書

三　申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

四　次条第五号の資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面

五　申請に係る農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面

六　申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面）

七　その他参考となるべき書類

（農地を転用するための許可申請書の記載事項）

第三十一条　法第四条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請者の氏名、住所及び職業（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、業務の内容及び代表者の氏名）

二　土地の所在、地番、地目、面積、利用状況及び普通収穫高

三　転用の事由の詳細

四　転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要

五　転用の目的に係る事業の資金計画

六　転用することによつて生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

七　その他参考となるべき事項

（申請書を送付すべき期間）

第三十二条　法第四条第三項の農林水産省令で定める期間は、申請書の提出があつた日の翌日から起算して四十日とする。

第三十三条中「第十条第一項第二号イ」を「第四条第一項第二号イ」に、「第四条第二項第一号ロ」を「第四条第六項第一号ロ」に改め、同条第四号中「第十二条又は第二十条」を「第六条又は第十三条」に改める。

第三十四条中「第十条第一項第二号ロ」を「第四条第一項第二号ロ」に、「第十二条又は第二十条」を「第六条又は第十三条」に改める。

第三十五条中「第十条第一項第二号ハ」を「第四条第一項第二号ハ」に改め、同条第六号中「第四条第二項第一号ロ」を「第四条第六項第一号ロ」に、「第十二条又は第二十条」を「第六条又は第十三条」に改める。

第三十六条中「第十条第一項第二号ニ」を「第四条第一項第二号ニ」に、「第四条第二項第一号ロ」を「第四条第六項第一号ロ」に、「第十二条」を「第六条」に改める。

第三十七条中「第十条第一項第二号ホ」を「第四条第一項第二号ホ」に、「第十二条又は第二十条」を「第六条又は第十三条」に改め、同条第十三号中「又は第二号」を削る。

第三十八条及び第三十九条中「第十条第一項第二号ヘ」を「第四条第一項第二号ヘ」に改める。

第四十条中「第十一条第二号」を「第五条第二号」に改める。

第四十一条中「第十二条第一号」を「第六条第一号」に改める。

第四十二条中「第十二条第二号」を「第六条第二号」に改める。

第四十三条中「第十三条第一号」を「第七条第一号」に改める。

第四十四条中「第十三条第二号」を「第七条第二号」に改める。

第四十五条中「第十四条第一号」を「第八条第一号」に改める。

第四十六条中「第十四条第二号」を「第八条第二号」に改める。

第四十七条中「第四条第二項第三号」を「第四条第六項第三号」に改め、同条第五号レ中「都道府県」を「都道府県等」に改める。

第四十八条及び第四十九条を次のように改める。

（指定の申請）

第四十八条　令第九条第一項の申請（以下この条において「申請」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを農林水産大臣に提出してしなければならない。

一　申請に係る市町村（以下「申請市町村」という。）における令第九条第二項第一号の目標（以下「面積目標」という。）及びその算定根拠を記載した書類

二　申請市町村が行つた申請の日の属する年の前年以前五年の期間（以下「過去五年間」という。）における次条第二項第一号イからハまで及びホに掲げる事務の処理の状況の概要を記載した書類

三　指定により当該指定の日以後申請市町村の長が行うこととなる事務（以下「農地転用許可事務」という。）に関する組織図及び体制図

四　前三号に掲げるもののほか、農林水産大臣が必要と認める事項を記載した書類

（指定の基準）

第四十九条　農林水産大臣は、次に掲げる要件の全てを満たす面積目標を定めている申請市町村を、令第九条第二項第一号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。

一　農業振興地域の整備に関する法律第三条の二第一項に規定する基本指針及び同法第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に沿つて、農地又は採草放牧地の面積のすう勢及び農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の効果を適切に勘案していること。

二　地方公共団体が策定した土地利用に関する計画に基づき開発行為（農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する開発行為をいう。）が予定されていることその他の申請市町村として考慮すべき事情がある場合には、当該事情を適切に勘案していること。